

大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム
ヒートアイランド対策技術認証制度ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、「ヒートアイランド対策技術認証制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)
第7章及び「技術評価実施要領」(以下「実施要領」という。)第19条の規定に基づき、
「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」(以下「大阪HITEC」という。)が
実施要領第5条に定める認証基準に適合すると認められた技術に係るロゴマークの使用に関
し、必要な事項を定める。

(ロゴマークのデザイン等)

第2 第1の表示デザインは別紙のとおりとする。

(ロゴマークの使用制限)

第3 ロゴマークは、大阪HITECのほか、実施要領に基づき認証を受けた者以外は使用す
ることができない。

(ロゴマークの使用)

第4 第3に掲げる者は、認証された技術に限り、本体、包装、認証技術・製品を紹介する印
刷物、ウェブサイト等にロゴマークを使用することができる。ただし、大阪HITECが
交付したロゴマークのデザイン、認証番号を加工してはならない。

(苦情の処理)

第5 ロゴマークを使用したものは、その使用に関して消費者等から苦情があった場合に
は、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、大阪HITEC
が定める。

附則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

■大阪HITEC認証ロゴマーク（認証基準及び準認証基準適合）

※「認証基準」又は「準認証基準」の適合区別は、番号の付与方法による。



認証(●●●●●)-2012-0001

① ② ③ ④

①認証区分	②認証技術名	③認証年度	④連番
○認証基準に適合の場合 は「認証」 ○準基準に適合の場合は 「準認証」	高反射塗料 高反射舗装 高反射シート 高反射屋根	認証書交付 年度	②の認証技術名ご とに連番を付与す る